

令和8年度地域づくりコーディネーター業務委託
に関する公募型プロポーザル募集要項

令和8年3月

那覇市 市民文化部 まちづくり協働推進課

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度地域づくりコーディネーター業務委託

(2) 目的

令和7年度に策定予定の「那覇市地域づくり推進方針（案）」に基づき、小学校区単位での地域づくりをより一層推進するため、「小学校区まちづくり協議会」（※1）が地域づくりのプラットフォームとして機能できるように、当該協議会への支援体制を整えることを目的とする。特に、当該協議会の新規立ち上げに伴う「地域ビジョン」の作成支援、既存組織の運営力強化支援並びに担当課職員の調整力の向上に資する取組みを通して、本市における継続的な伴走支援体制の整備を図るために実施する。

（※1）小学校区まちづくり協議会

ゆるやかなつながりのある社会を実現するための、地域づくりの場（プラットフォーム）。自治会、NPO・市民活動団体、企業・事業者、個人、市など、多様な主体が集まり、それぞれの思いや活動を共有しながら、協力して地域づくりを進めていく場である。

(3) 業務内容

令和8年度地域づくりコーディネーター業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託契約期間

契約締結日（4月下旬予定）から令和9年3月31日まで

2 見積上限額

見積上限額は、6,970,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

見積上限額は、契約予定額ではなく、費用上限等を示すものであることに留意すること。なお、契約にあたっては、優先交渉権者との協議のうえ、再度見積もりを徴取する。

3 契約の締結方法等

公募型プロポーザル方式により最も適切な提案事業者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約で契約を締結する。

4 参加資格要件

(1) 提案事業者参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、応募時点で次の要件を満たしていることとする。

- ① 那覇市内に事業所のある者（法人格は必ずしも必要ではない）。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

- ③ 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- ④ 那覇市による指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑥ 市税の滞納がないこと。
- ⑦ 地域づくりや協議会運営に関する基礎的な知識および実務経験を有していること。

5 企画提案の審査方法

(1) 審査機関及び選定方法

審査は、市民文化部所管事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションにより審査及び評価を行い、選定する。

(2) 審査等の非公開

事業者の選定は非公開で行い、審査の経過等、審査に関しても非公開とする。

6 主な日程

①	公募開始（公告）	令和 8 年 3 月 10 日（火）
②	事業説明会	〃 3 月 16 日（月）
③	質問書提出締切	〃 3 月 24 日（火）
④	質問書に対する回答	〃 3 月 31 日（火）
⑤	提案参加申込締切	〃 4 月 7 日（火） 17:00 まで
⑥	企画提案書等提出締切	〃 4 月 10 日（金） 17:00 まで
⑦	プレゼンテーション審査	〃 4 月 17 日（金）
⑧	優先交渉権者決定通知	〃 4 月 20 日（月）
⑨	契約締結日	〃 4 月下旬

7 提案に関する事項

(1) 提出書類

- ① 提案参加申込書（様式 1）※提出期限：令和 8 年 4 月 7 日（火）17:00
- ② 提案提出書（様式 2）
- ③ 企画提案書

※P-5の「⑥提案審査の評価項目及び評価内容」に即した内容及び順番とすること。

※提案書はA4縦判片面印刷とし、原則として横書・左綴じとする。

※資料等がある場合は、企画提案書とは別にバインダー等に綴じ、1部を提出すること。

④ 見積書及び見積明細書（様式3、明細書は様式自由）

⑤ 連携協力事業者予定調書（様式4）

⑥ 法人等概要書（様式5）※連携事業者についても提出

⑦ 法人格を有する場合：登記事項証明書（全部事項証明）（写し可）

個人事業主の場合：身分証明書（本籍地にて発行）と

個人事業の開業届書（写）または個人用営業証明書

※個人用営業証明書は発行に時間を要する場合があるため、事前に市民税課（電話：862-9903）にお問い合わせをお勧めします。

⑧ 市税納税証明書（本市に滞納のない証明）

・公募開始日を基準として直近年中の内容。写し可

・市税の猶予措置を受けている場合は、「徴収猶予許可通知書の写し」も併せて提出すること

※提出部数：上記①～⑧を、正本1部、副本11部の合計12部を提出。

別途PDFデータを担当課（照会先）宛てに電子メールで提出。

※⑦及び⑧については、取得後3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

（2）提案等に関する質問及び回答

本提案に関する質問は、仕様書や提案書作成要項等に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとする。

① 受付及び回答期日：「6 主な日程」参照

② 提出方法：担当課（照会先）宛てに質問書（様式6）をWordデータにて電子メールで提出する。その際の件名は「質問書（令和8年度地域づくりコーディネーター業務委託）」とすること。

③ 回答方法：那覇市公式ホームページへ回答書を掲載する。

（3）事業説明会

① 日時：令和8年3月16日（月） 15：00～

② 場所：那覇市役所本庁舎 7階 会議室710

③ その他

・参加希望の場合は、事前に担当課へ連絡すること。

（申込期限：令和8年3月13日（金）17：00）

・募集要項及び仕様書等は、各自で持参すること。

・事業説明会での質疑事項等については、市ホームページに掲載する。

(4) 参加の辞退

参加表明書兼誓約書の提出後、参加の辞退を行う場合は、提案辞退届（様式7）により申し出ること。

(5) 提案の無効

以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- ① 「4 参加資格要件」の条件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類が期限に間に合わなかった場合
- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 提出書類に誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合
- ⑥ 見積書が提案上限額を超過した場合及び内訳書の価格と一致しない場合
- ⑦ 一つの事業者が複数申請した場合
- ⑧ 談合その他不正行為があった場合
- ⑨ その他、本事業に関する条件に違反した場合

8 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法及び区分

- ① 審査方法：提案書及びプレゼンテーションにより審査する。
- ② 審査区分及び配点

審査区分	審査評価方法	配点
提案審査	提案書及び提案者によるプレゼンテーションに基づき、審査及び評価を行う。	105点
価格審査	見積額の評価を行う。	5点
	計	110点

(2) 提案審査の概要

- ① 期日：令和8年4月17日（9：00～）
- ① 場所：那覇市役所本庁舎8階 会議室 801
- ② 時間：40分（プレゼンテーション及び質疑応答を含む時間、提案者数により調整し決定する。別途連絡）
- ④ 内容：提案書及びプレゼンテーションによる内容評価
- ⑤ プレゼンテーションにおける注意事項
 - ア 人数：入室者は4名までとする。主な説明及び質疑応答は、原則として受託した場合のプロジェクト責任者等が行うこと。
 - イ プレゼンテーション時に資料の追加提出は認めない。

⑥ 提案審査の評価項目及び評価内容

	審査項目	評価基準	配 点 数	係 数	評価点 (満点)
1	業務実施方針、実施体制、スケジュール、実績	①業務の趣旨を理解し、実行性のある実施計画及び実施体制となっているか。	5	3	15
		②協議会等に関わる多様な主体をつなげ、良好な関係性を築くコーディネーターを配置できそうか。	5	3	15
2	小学校区まちづくり協議会・準備会への伴走支援の実施	①「地域ビジョン」の作成支援においては、地域が主体的・協力的に取り組めるようなプロセスになっているか。	5	3	15
		②組織運営・事業推進支援においては、効果的で各協議会等において汎用性のある内容となっているか。	5	3	15
		③「運営マニュアル」の作成にあたり、協議会等と作成を進める市職員に対し経験に基づいた助言ができるか。	5	2	10
3	市職員の人材育成および体制整備の支援	①職員向けファシリテーション研修・OJTにおいては、職員の地域づくりに対する意識やスキルの向上につながるものであるか。	5	2	10
		②担当課職員が集うミーティングにおいて、協議会等支援の情報提供および適切な助言ができるか。	5	2	10
		③市が行う伴走支援体制モデルのロードマップ作成に対して、適切な助言ができるか。	5	2	10
4	情報発信・ネットワーク構築支援	市民への情報発信のスキルを持ち、協議会等の活動を効果的に周知するためのアドバイスができるか。	5	1	5
5	見積額	提案上限額を見積額が下回った場合に段階的に加点する。価格点1点の範囲は69,700円とする。評価シートには事務局が点数を記入する。	5		5
	計(満点)				110

⑦ 価格審査の概要

見積価格に応じ以下の配点を行う。

点数	判断基準
5点	6,760,899円以下
4点	6,830,599円～6,760,900円
3点	6,900,299円～6,830,600円
2点	6,969,999円～6,900,300円
1点	6,970,000円

(3) 審査結果の公表

審査結果は、速やかに提案者へ通知する。なお、優先交渉権者及び次点者は市ホームページ上に提案者名のみを公表する。

(4) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者及び次点以降の者は以下の方法で選定する。

- ① 審査の結果、順位を第1位とした審査委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第1位とした審査委員の数が次に多い提案者を次点者に選定する。第3位以降の選定も同様とする。
- ② 上記①において、順位を第1位とした審査委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第2位とした審査委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者として選定する。
- ③ 上記②において、順位を第2位とした審査委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした審査委員の当該提案者に係る評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。
- ④ 上記①から③によっても、順位が決しない場合は、審査委員会において協議し、優先交渉権者を選定する。
- ⑤ 応募が1者の場合、審査を実施のうえ、審査委員の合意でもって優先交渉権者とする。
- ⑥ 上記①から⑤にかかわらず、以下に該当する場合は、優先交渉権者として選定しない。
 - ア 審査委員の評価点の合計が満点の6割に満たない場合。ただし過半数の審査委員の評価点が6割を超えている場合は除く
 - イ 審査委員の過半数の評価点が6割に満たない場合

9 契約締結に向けての協議

(1) 優先交渉権者との協議

市は、優先交渉権者と協議し、審査結果に影響を与えない範囲において企画提案書の項目への追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行うこととする。

市は、協議が成立した場合、協議が成立した者（以下「受託候補者」という。）と契約の締結に向けて手続きを進めるものとする。

受託候補者は、市が改めて作成する本契約の仕様書に基づき、見積書を作成し、市に提出するものとする。

(2) 次点者との協議

第1位の優先交渉権者との協議が整わない場合は、(1)と同様の協議を次点者を行い、受託候補者として契約の締結に向けて手続きを進めるものとする。

(3) 協議が整わない場合の対応

次点者との協議が整わない場合において、第3位以降の者との協議の実施については、審査委員会に図り決定する。

(4) 協議時における見積額の範囲

本契約の仕様書に基づく見積額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

(5) 契約保証金

契約保証金は、免除する。（那覇市契約規則第30条第9号を適用）

10 特記事項

本公募型プロポーザルの募集は、那覇市の一般財源の予算成立を前提とした準備行為として実施するものである。したがって、予算案が成立しなかった場合など前提となる条件を満たさなかった場合は、契約の延期または中止となることを承諾の上で提案等を行うこと。

また、実施しないことにより応募者または受託候補者に損害が生じた場合であっても、本市はその損害の一切を負わない。

11 その他

(1) 提案書類等に関する著作権

提案書類等に関する著作権は、当該提案書に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例（平成26年3月27日条例第26号）に基づき対応することとなるため、提出書類等は公開又は一部公開の対象となる場合があることを承知しておくこと。

(2) 提案書類等の使用等

提出書類等の返却には応じないものとする。なお、提出書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

(3) 審査内容等の非公表等

本プロポーザルに関する参加資格審査、審査及び評価の内容等については公表しない。また、本プロポーザルに関する審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

(4) 提案に係る費用負担等

提案書類等の書類作成、提出にかかる一切の費用は提案者の負担とする。また、「10 特記事項」に記載の理由等により、本プロポーザルが中止等となった場合においても、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

12 担当課（照会先）

那覇市 市民文化部 まちづくり協働推進課 協働推進グループ

担 当：宮城・神谷

所在地：〒900-0004 那覇市銘苅2-3-1 なは市民協働プラザ 3階

電 話：098-861-3846 F A X: 098-861-3126

E-Mail: C-KATU002@city.naha.lg.jp (@の前の「002」は数字。「lg」はLGの小文字。)